

クマ類による被害に関する緊急要請

ヒグマ、ツキノワグマ（以下、「クマ類」という。）による被害が北海道、東北、関東、北陸地方を中心に多発し、人の生活圏における出没情報、人身被害は過去最多に上っている。

特に町村部は、クマ類の生息地と近接する地域が多く、住民への注意喚起や見回りの強化、箱わなの設置、緊急銃猟の実施など日々様々な対策を講じているものの、職員、ハンターとも対応可能なマンパワーが足りない実情も相まって、クマ類の個体数の増加が原因とみられる人の生活圏での被害の拡大を止めることができないまま、現場における地方公共団体のみの対応はすでに限界に達している。

よって、国においても、この事態に前面に立って対処するとともに、下記事項について、既存の制度等にとらわれることなく、迅速かつ万全な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 適切な個体数管理のための緊急かつ広域的な生息実態の調査と専門人材による駆除等の実施に積極的に関与すること。
2. クマ類への麻酔銃使用の有用性に鑑み、緊急銃猟において原則として使用可能とすること。
3. クマ類の捕獲等事業に対する支援を充実・強化すること。
4. その他、以下の項目について必要な支援を実施すること。
 - （１）住民への注意喚起や24時間体制のパトロールなど警戒体制の強化に要する経費への財政支援
 - （２）緊急銃猟に関し、実施者であるハンターの育成・確保や国主導による講習、訓練等の実施
 - （３）イベントや外出の自粛、観光風評被害など地域経済に与える影響に対する財政支援
 - （４）駆除に関する国民の理解醸成

令和7年11月12日

全国町村会長
棚 野 孝 夫